

調達要求番号：6KXE1A10001

仕様書			
件名	O T系サイバーセキュリティ部 外委託教育	仕様書番号	2教－1
		作 成	令和8年9月14日
		変 更	
		作成部隊等名	陸上自衛隊システム通信・ サイバー学校第2教育部

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、「O T系サイバーセキュリティ部外委託教育」に係る業務（以下、「部外委託教育」）に適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語の定義は、次によるほか、引用文書による。

1.2.1 学生

本役務で実施する部外委託教育を受ける教育対象をいう。

1.2.2 講師

学生に対し講義や解説を実施するものをいう。

1.3 法令等

この仕様書においては、以下の法令を引用する。

秘密保全に関する訓令〔防衛相訓令第36号（19. 4. 27）〕

防衛省の情報保証に関する訓令〔防衛相訓令第160号（19. 9. 20）〕

秘密保全に関する達〔陸上自衛隊達第41－2号（19. 7. 30）〕

陸上自衛隊の情報保証に関する達〔陸上自衛隊達第61－8号（19. 12. 17）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）

〔防装庁（事）第137号（4. 3. 31）〕

2 業務に関する要求

2.1 役務内容

陸上自衛隊システム通信・サイバー学校第2教育部（以下、「教育部」）における教育効果を向上させるため、教官に対して、O T（Operational Technology）環境におけるサイバーセキュリティ上の脅威、脆弱性及びインシデント対応について、実践的かつ多様な事例を基にした座学及びハンズオンを実施し、教育内容の有効性を評価する講座を行うものとする。

2.2 一般的要求事項

2.2.1 教育実施計画書の作成

契約相手方は、契約後速やかに教育管理体制、教育の実施計画等を記載した教育実施計画書を作成し、教育部に提出するものとする。教育実施計画書には、本教育の実施体制及び時程等を含むものとする。また、教育実施計画書に変更が必要な場合は、教育部に報告するとともに、教育部と協議の上、変更を行うものとする。

2.2.2 実施時期

契約後から令和9年1月23日の間を実施期間とし、細部は調整によるものとする。(土日祝を除く1日最大7時間45分以下)

2.2.3 実施対象

システム通信・サイバー学校教官を主たる教育対象とし、受講者は最大30名とする。

2.2.4 役務実施場所

陸上自衛隊久里浜駐屯地内の指定された教場において対面教育により行うものとする。

2.2.5 教材

- a) 契約相手方は、2.3項に定める教育の実施に必要なテキスト、マニュアル、端末、ネットワーク環境等、役務に必要な機器類を提供するものとする。
- b) 教材は、原則として日本語で作成するものとする。
- b) 役務作業で作成した教材等の取扱いについては、別途取り決めるものとする。

2.3 教育内容

教育内容は、2.3.1項に定める内容を含めるものとする。

2.3.1 教育項目

- a) P S I R T (Product Security Incident Response Team) の基礎
- b) 車両へのサイバー攻撃の特徴と事例
- c) 無線機器へのサイバー攻撃とリスク管理
- d) スマートフォンもしくはタブレットへのサイバー攻撃とリスク管理
- e) 実習

2.3.2 教育要領

座学及び実習による教育

2.4 実施体制

2.4.1 実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 契約相手方は、契約期間中、発注者との連絡・調整、教育内容の変更、緊急時の連絡等を日本語で円滑に実施できる国内の業務遂行体制を確保すること。
- b) 教育を実施する場合、講師その他必要な要員について、原則として国内から派遣可能な体制を確保すること。
- c) 国内での官公庁、地方公共団体を対象としたOTセキュリティ関連の教育実績を有すること。また、実績について、業務名称、実施時期、対象者、実施内容及び規模を記載した実績表を提出可能であること。

- d) 防衛以外の国内の製造業等に対するセキュリティトレーニング実績が5年以上あること。
- e) 自動車のサイバーセキュリティリスク評価の実施経験や技術的知見を有すること。
- f) 制御システムに対するサイバーセキュリティリスク評価の実施経験や技術的知見を有する。
- g) P S I R Tに関するトレーニング・サービスを提供した実績があること。
- h) 無線装置（電波を利用し通信を行うことを目的とした機器）に係る設計、開発に従事した経験を有すること。
- i) C I S S P等セキュリティの国際資格を所有すること。
- j) サイバーセキュリティ分野での査読付き論文誌に掲載及び表彰された実績を有すること。

2.5 報告の実施

契約相手方は、教育終了後速やかに実施完了報告書による報告を実施するものとする。実施完了報告には以下の内容を記載するものとする。

- a) 受講者の理解度、発言等に関するレポート
- b) 教育実施過程での課題や改善点
- c) 受講者の教育に対するフィードバック

3 情報保証及び秘密保全

- 3.1 契約相手方は、本契約の履行により直接または間接を問わず知りえた事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外での利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。
- 3.2 契約相手方の責任に起因する情報の漏洩等により損害が派生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて契約相手方が負担することとする。
- 3.3 この項目については、契約期間の終了後においても同様とする。

4 提出書類等

契約相手方は、下表に示す提出書類等を官側に提出するものとし、電子媒体による納品については、可能なものは契約相手側が用意する電子媒体により Word、Excel または PowerPoint で閲覧、編集及び保存ができるファイル形式で納品すること。

表 提出書類

名称	数量	媒体	提出時期	提出場所
教育実施計画書	1	電子媒体	契約後速やかに	教育部
教育資料	1		研修実施日の5日前まで	
実施完了報告書	1		教育終了後速やかに	
2.4.1C)～j) 項に関する実績を示すもの	1		契約後速やかに	

5 その他

5.1 官側における支援

契約相手方は、官側の支援を必要とする場合、官側と協議の上、次の支援を受けることができる。

- a) 役務に必要な官側資料等の貸与又は閲覧等
- b) 役務に必要な官側施設及び機器の使用
- c) 役務に必要な官側の人員による支援
- d) その他官側が必要と認めたもの

5.2 仕様書に関する疑義

契約相手方は、本仕様書に疑義の内容に関する疑義が生じた場合には、契約担当官等に疑義の解決又は意見の調整を得るものとする。

5.3 制限事項

教育内容、実施要領及び教育状況等の情報に関しては、下請け業者を含む関係者のみに限定するものとする。